

令和7年5月16日

保護者の皆様

碧南市教育委員会
碧南市立大浜小学校長
藤浦 一

長期欠席等に伴う学校給食欠食の取扱いについて

新緑の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動並びに学校給食にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お子様の長期の欠席等による学校給食の欠食については、下記のように取扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 欠食について

- (1) 病気やけが等による連続4日以上 of 長期の欠席（土・日・祝日は含まない）、または出席停止が見込まれる場合（コロナウイルス感染やインフルエンザ等の場合）、保護者からの欠食の申し出があれば、欠食扱いとすることができます。
- (2) 欠食は、15:00までに電話にて申し出ていただければ、その日から起算して4日目（土・日・祝日は含まない）より対応可能です。15:00を過ぎた申し出は、翌日の申し出として対応します。

<例>

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
例1	申出 ①	2	3	欠食可 ④						
例2		申出 ①	2	3	欠食可 ④					
例3			申出 ①	2	3			欠食可 ④		
例4				申出 ①	2			3	欠食可 ④	
例5					申出 ①			2	3	欠食可 ④
例6				申出 ①	2			祝日	3	欠食可 ④
例7		申出 ①	祝日	2	3			欠食可 ④		

- (3) 欠食扱いしとした分の給食費は徴収しません。
- (4) 学級閉鎖や学校閉鎖、臨時休業の場合は、その期間を欠食とします。また、その際の欠食の申し出は不要です。

2 復食について

- (1) 登校可能となり、復食日が決まりましたら、速やかに学校までご連絡ください。
- (2) あらかじめ復食日が決まっている場合には、欠食の申し出の際にあわせて復食日をお伝えください。

3 ラーケーションの日の取得に伴う欠食について

ラーケーションの日の取得に伴う欠食につきましては、別途お知らせする届出期間内に学校へ届出があった分を欠食の対象とします。

この件に関するお問い合わせは、担任または教頭までお願いいたします。

TEL 0566-41-0990